

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例を制定し、ここに公布する。

令和7年9月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第29号

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 附 則 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(<u>法第18条の18第3項に規定する保育士登録</u>を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 附 則 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(<u>法第18条の18第1項の登録</u>を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	--

（飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年飯塚市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。